

ものづくり中核企業 生産革新支援事業

企業の「稼ぐ力」の向上を支援します！

補助
上限額 **1,000**万円 補助率 1/2 以内

募集
期間 令和6年 4月1日(月) ~ 令和6年 4月26日(金)

補助
対象 鹿児島県内に事業所を有する
製造業を営む中小企業者

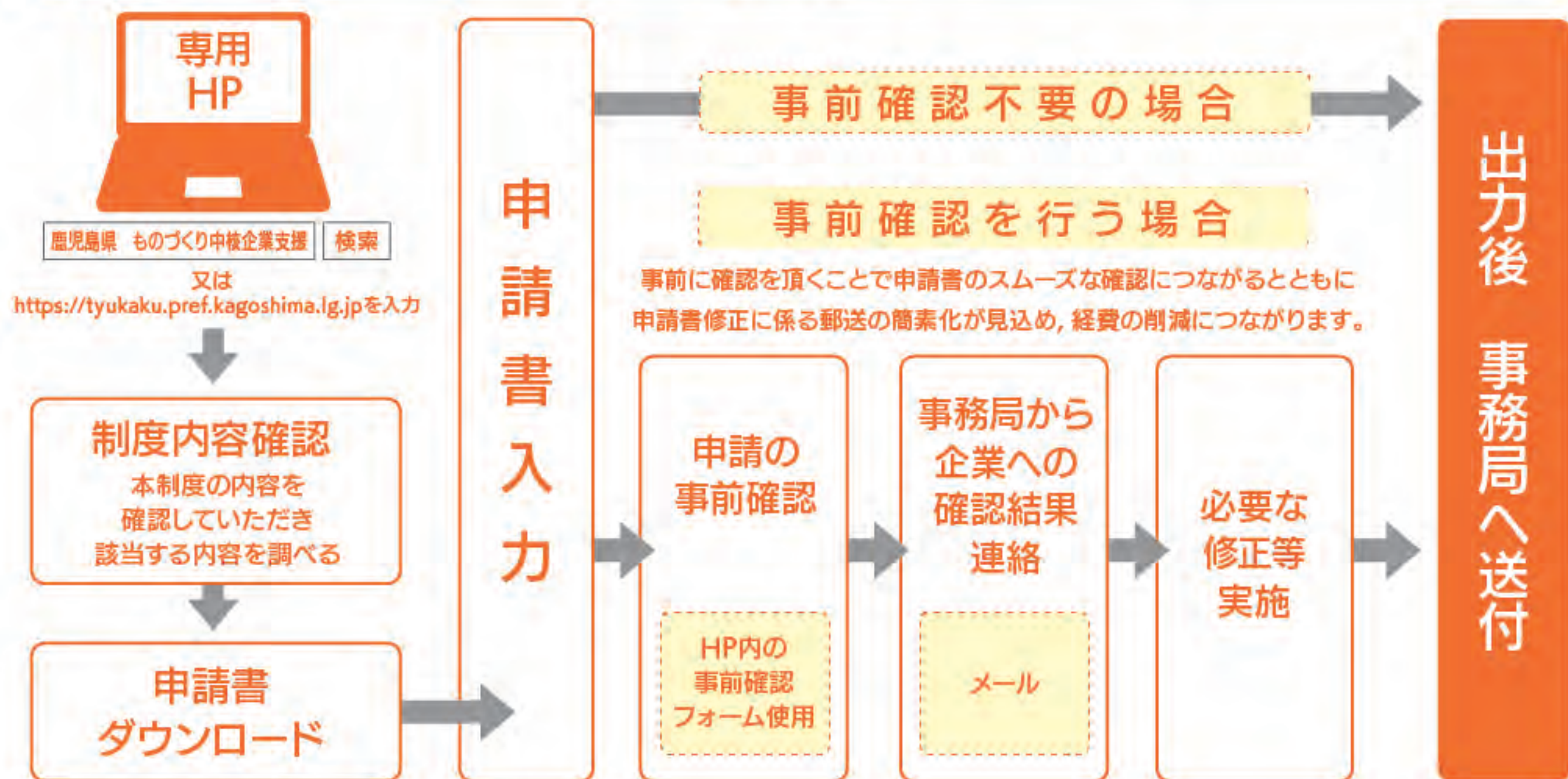
地域経済を牽引する「中核企業」の生産性向上に対する取組や新製品・技術の開発を後押しします！

～ 例えば、このような中小企業の方 ～

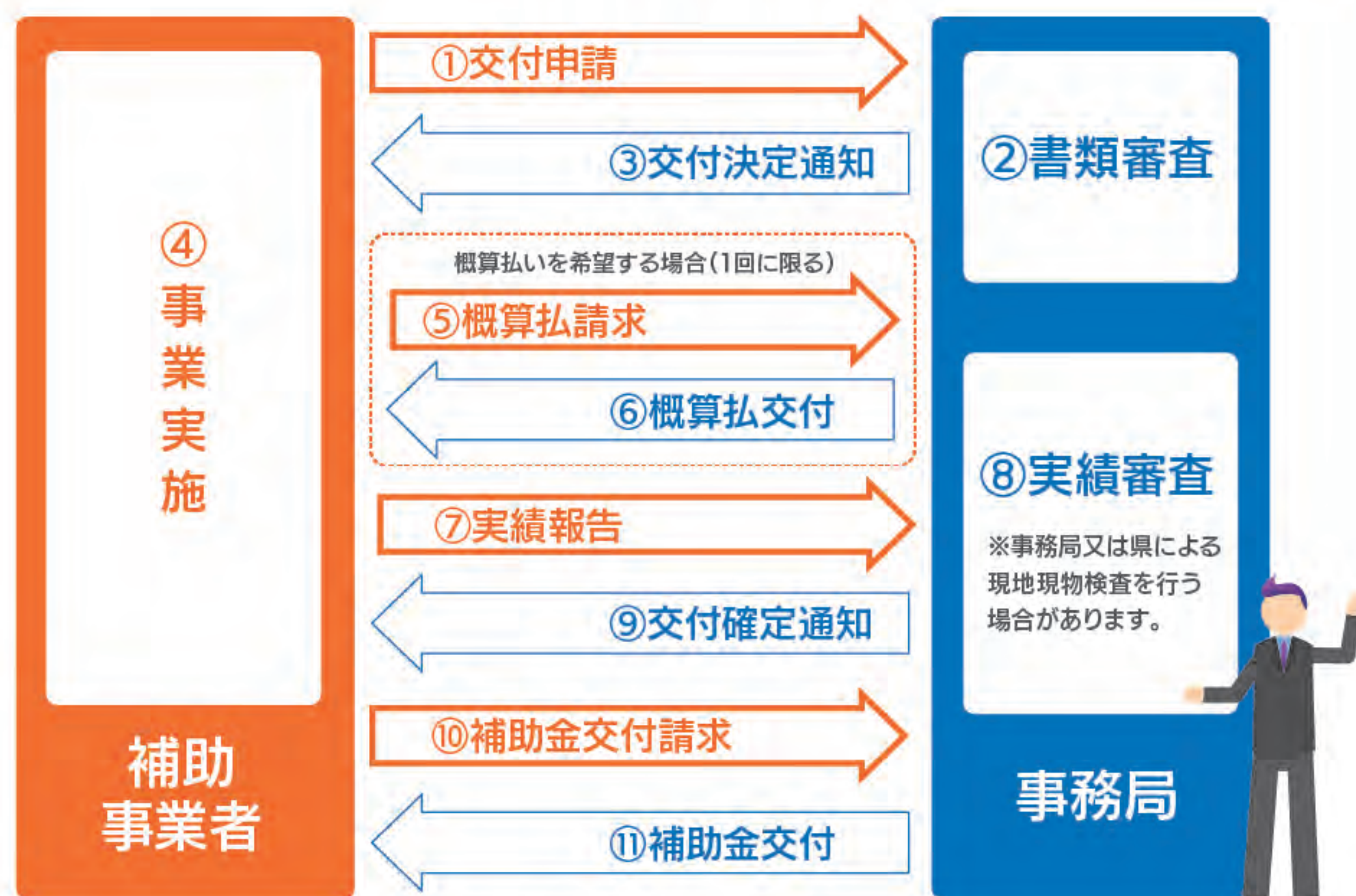
AIを導入して新製品・新技術の開発を進めたい。
IoTの導入や、ロボット協働で生産性を高めたい。



申請方法



申請から補助金交付までの流れ



問い合わせ先
及び
申請書郵送先

「ものづくり中核企業生産革新支援事業」事務局

住所: 〒892-0838 鹿児島市新屋敷町16番(公社ビル4F 402-B号)

電話: 099-201-5592 FAX: 099-201-6202 (土日祝除く 午前9時～午後5時)

専用ホームページ <https://tyukaku.pref.kagoshima.lg.jp>

E-mail r6monodukuri.kagoshima@gmail.com



HPIはこちらから

ものづくり中核企業生産革新支援事業

はじめに

地域経済を牽引する「中核企業」の育成を図るため、
県内製造業者が行うAI・IoTの導入、ロボット協働等による
生産性向上や新製品・技術の開発による
更なる付加価値向上の取組等を支援します。

補助対象者

鹿児島県内に事業所を有する、製造業を営む中小企業者※ ※中小企業者(中小企業支援法第2条第1項第1号)

業種	定義
製造業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員数が300人以下の会社及び個人事業主

補助率及び補助上限額

補助率 対象経費の1/2以内 **補助上限額** 1,000万円

補助対象経費

※詳しくはHPをご覧ください。

(1) デジタル技術等を活用した生産体制の構築などを行うための経費

取組事例イメージ

- ・人との接触を低減し、生産活動を継続するための、遠隔操作、自動化による作業者の配置減、ロボットによる代替
- ・情報(データ)を自動的に収集・集計して可視化する仕組みの構築 等

(2) 新製品・新技術の開発や販路開拓を行うための経費

取組事例イメージ

- ・非接触型ビジネスの拡大に対応した自動化ロボットの開発
- ・既存の技術力を生かし、市場拡大が見込まれる5G関連機器等の新製品開発 等

(3) 多能工化に向けた人材育成のシステムの整備

取組事例イメージ

- ・デジタル技術を生かして、複数工程に対応できる熟練者技術をデジタル化し、VR等で比較するなど、社内技術者育成システムを構築し、効率的に多能工を育成する 等

※補助対象経費は、上記のうち、令和6年3月22日から令和7年2月28日までに実施し、かつ同日までに支払いがなされたものとします。
※交付決定前に完了している事業は、補助対象になりません。

補助事業の要件

補助事業は、次の(1)~(4)までの全ての要件を満たす必要があります。

- (1) 助成期間を含む3年程度の事業計画を策定すること。
- (2) 事業計画期間において、付加価値額又は労働生産性を年率平均3%以上増加させること。
※付加価値額=営業利益+人件費+減価償却費 ※労働生産性=(売上-原価)/(従業員数×年間の平均労働時間)
- (3) 申請時における従業員数を事業計画期間中維持すること。
- (4) 事業成果を公表することに同意すること。

主な審査項目

- ①中核企業としての成長性・成長意欲※
- ②事業の目的・内容の的確性
- ③事業の優位性
- ④期待される効果(生産性・付加価値向上の効果及び地域経済への波及効果等)
- ⑤実現可能性、スケジュールの妥当性
- ⑥収支計画の妥当性

※中核企業としての成長性・成長意欲

独自の技術などの強みを活かして高い付加価値を創出し、地域の事業者や雇用等に対する経済的波及効果を及ぼすことにより、地域の経済成長を牽引することが期待される企業であるか(営業利益従業員数、域内仕入・域外販売の状況等)また、そうした企業として成長する高い意欲を有しているかといった視点で審査をします。

審査上の考慮点 以下に該当する企業は審査で考慮します。

地域未来牽引企業



https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiiki_kenin_kigyou/index.html

「地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画」の承認を受けている企業



https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/jigyuu.html

「鹿児島県SDGs登録制度」への登録企業



<https://www.pref.kagoshima.jp/af21/ac1/sdgs.html>

「パートナーシップ構築宣言」の登録企業



<https://www.pref.kagoshima.jp/af21/kakakutenka.html>

スケジュール

事業の募集	令和6年4月1日(月)~26日(金) 郵送必着
採択審査	令和6年5月中旬~下旬
交付決定	令和6年5月下旬~6月上旬
事業実施期間	令和6年3月22日(金)~令和7年2月28日(金)
実施報告	補助事業完了後10日以内、又は令和7年3月1日(土)のいずれか早い日までに実績報告書を提出

申請方法

募集期間 令和6年4月1日(月)~令和6年4月26日(金)【必着】

申請方法 下記の提出書類を応募先まで郵送により提出してください。
※ファックスや電子メールでの申請は受付いたしません。

提出書類 ①交付申請書(第1号様式) ②事業計画書(第1号様式 別紙1) ③付加価値額・労働生産性の増加計画(第1号様式 別紙2) ④収支予算書(第1号様式 別紙3) ⑤会社の実態が分かる書類(履歴事項全部証明書等) ⑥補助対象経費の積算が確認できる書類(見積書等) ⑦従業員数が確認できる書類(ハローワークが発行する「事業所台帳異動状況照会」等) ⑧従業員一人当たりの年間平均労働時間の算出方法を記載した書類(任意様式) ⑨旅費規程等の写し(旅費を計上する場合) ⑩「県税に未納がないこと」を証明する納税証明書(申請日以前3ヶ月以内) ⑪直近の決算書(貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費内訳書、製造原価報告書) ⑫その他参考となる書類(会社の事業内容が分かる会社パンフレット等)

※①~④の提出書類については、「作成のポイント」をよく読んで作成してください。

提出部数 各1部 ※提出いただいた書類は、原則返却いたしません。